

令和4年5月27日
事務連絡

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長 殿

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為研修に係る申請・届け出等様式の電子化及び運用について

この度、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（医政発0317第1号、一部改正令和2年10月30日）において規定する指定研修機関の指定申請書、指定研修機関変更届出書、特定行為区分変更申請書、指定研修機関の指定取消申請書、年次報告書、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書、指定研修機関変更届出書（省令改正に伴う変更届出）について、これまで紙書類にて提出いただいておりますが、この度、新たに作成した電子申請用の様式を使用し、メールにて提出いただく方法へと移行致します。

つきましては、下記のとおり、電子申請用の様式を使用した運用開始日及び紙書類の受付期間について定めましたので、指定研修機関の関係者におかれましては、ご承知おきの上、申請や届け出等の準備を進めて頂きますようお願い致します。

なお、電子申請用の様式で変更届け出等をする場合には、別途初回に電子申請用の様式1へ、指定研修機関の情報を入力する必要がありますので、厚労省ホームページ「看護師の特定行為に係る研修制度」に掲載している申請及び届け出等のマニュアルを参照し、準備頂きますようお願い致します。

記

1 電子の様式を使用した今後の運用について

スケジュール

- 令和4年7月1日から電子申請の受付を開始する。この日より令和5年3月31日までを電子申請と紙書類（郵送）申請の移行期間とする。

○令和5年4月1日から全様式を電子申請のみとする。

2 電子申請の様式を使用した今後の運用について

(1) 様式1 (指定申請書)

様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

(2) 様式2 (指定研修機関変更届出書)

様式2へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

電子様式で変更を届出することが初回である場合は、電子の様式1に指定研修機関番号を入力することで電子の様式2が作成されるため、電子の様式1に必要事項を入力する必要がある。

(3) 様式3 (特定行為区分変更申請書)

様式3へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

電子様式で変更を申請することが初回である場合は、電子の様式1に指定研修機関番号を入力することで電子の様式3が作成されるため、電子の様式1に必要事項を入力する必要がある。

(4) 様式4 (年次報告書)

様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

(5) 様式5 (指定取消申請書)

様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

(6) 様式7 (特定行為研修を修了した看護師に関する報告書)

様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

(7) 様式8 (指定研修機関変更届出書 省令改正に伴う変更届出)

様式へ必要事項を記入後、メールにて所管の地方厚生局へ提出する。

メール送信時の留意事項

・メールに様式を添付して送信する際には必ずパスワードを設定するものとする。その際、パスワードは当該添付ファイルを送信するメールの本文に記載してはならない。

以上

【照会先】

厚生労働省医政局看護課 看護サービス推進室

電話：03-5253-1111

担当：羽田（内線 4176）